

## 司法修習「谷間世代」への一律給付を求める会長声明

司法修習とは、司法試験に合格等をし、裁判官、検察官、弁護士になるための修習を受ける制度であり、現在の司法修習期間である約1年間は、修習専念義務が課せられるため（裁判所法第67条第2項）、原則として副業が禁止される。

司法修習生は、三権のうちの司法権を担う卵であることから、これらの者の養成は、国の責務であるとされ、従前、司法修習生には給与が支給されていたが、当該給費制は、裁判所法の改正により、2011年（平成23年）、廃止された。

その後、日本弁護士連合会及び当会を含む全国の弁護士会は、給費制の復活運動に取り組み、2017年（平成29年）、裁判所法が改正され、新たに、修習給付金制度が創設された。

しかし、2011年（平成23年）度から2016（平成28年）度までの6年間に修習をした新65期から70期の司法修習生（以下、「谷間世代」という。）は、無給での司法修習を強いられたことから、司法修習生の多くは、修習に専念をするために国から金銭を借りる必要があった。

この点、名古屋高等裁判所は、2019年（令和元年）5月30日、給費制廃止違憲訴訟判決において、従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならないものであって、いわゆる谷間世代の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされているなどの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料する。例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分考慮に値するのではないかと付言する。

そして、谷間世代の数は、全法曹の約4分の1（約1.1万人）にも及ぶ。

我々弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するために日々活動をしているのであり、谷間世代だけが取り残された不公平・不公正な状態を看過する

ことは許されるものではない。

また、谷間世代の弁護士らが経済的な負担により、その活動に支障が生じ、国民の権利の擁護者としての役割が果たせない事態は、この国の司法制度、ひいては司法制度の最終的な受益者である国民に、大きな不利益を及ぼすものである。

よって、当会は、国及び関係機関に対し、前記判決を真摯に受け止め、谷間世代への一律給付を実現し、司法修習生の世代間における不公平・不公正な状態を是正することを強く求めるものである。

2023年（令和5年）3月9日

茨城県弁護士会

会 長 亀 田 哲 也